

## 危険ブロック塀等の改修促進対策

# 須坂市ブロック塀等改修事業補助金概要

市内全域の道路及び市有施設の隣地境界に面する危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、ブロック塀等改修事業補助金を創設し、撤去又は改修に要する費用の一部を補助します。

★ 対象ブロック塀等：市内全域の道路及び市有施設の隣地境界に面する危険なブロック塀等

- ① 道路とは、建築基準法第 42 条に規定する道路をいう。
- ② ブロック塀等とは、補強コンクリートブロック塀、組積造の塀その他これらに類する塀をいう。

★ 事業の対象者

- ① 市内に存するブロック塀等の所有者又は市長がこれに準ずる者として認めるものであって、当該ブロック塀等を撤去又は改修する方
- ② 市税を滞納していない方
- ③ 国、県又は市の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていない方
- ④ 過去に須坂市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱に基づく塀工事補助金の交付を受けていない方

★ 対象となる工事

- ① 危険なブロック塀等の撤去又は改修に要する費用とし、市内施工業者に発注して実施する 20 万円以上のブロック塀等改修工事
  - ② 申請年度末（3月31日）までに工事が完了し、工事代金の支払いができること
- 注意：交付決定通知を受ける前に着手した工事は補助の対象になりません。**

★ 補助額

- ◆ 対象工事費の 20% 以内
- ◆ 最高限度額 10 万円

例 1 対象工事費 19 万円 補助対象外

例 2 対象工事費 20 万円  $\times 0.2 = 4$  万円 補助額 4 万円

例 3 対象工事費 51 万円  $\times 0.2 = 10$  万 2 千円 補助額（限度）10 万円

※対象工事費は消費税込みの額

※補助額に千円未満の端数がある場合は切捨て

◎ 補助対象工事例（建築基準法施行令の規定に適合）

- ・危険なブロック塀等の全て又は高さを下げるなど、その一部を取り除き安全な塀に改善する撤去工事（補修費を含む）
- ・撤去後に引き続き撤去相当分の距離を軽量なフェンス等を設置すること又は控壁を設置するなど、倒壊防止措置を行い安全な塀に改善する改修工事

◎ 補助とならない工事例

- ・道路面以外の隣地間ブロック塀等の撤去および改修工事
- ・既存ブロック塀等の耐震性の向上にならない工事（壁面塗装、笠木取付、透かしブロック補強等）
- ・危険なブロック塀等の撤去工事を伴わないブロック塀等及び軽量なフェンス等の設置工事

★ その他の要件等

- ① 国・県・市その他公共機関から助成金、補助金、交付金等の交付を受け実施する工事の費用は該当しません。
- ② 補助金の交付は、同一敷地及び同一申請者 1 回限り
- ③ 予算が終了次第、申請の受付は終了とします。

【問合せ先】

須坂市役所 3 階まちづくり課

電話 026-248-9007（課専用）

Fax 026-248-9040